

船舶事故調査報告

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年6月26日 11時30分ごろ
発生場所	京都府宮津市由良海岸沖 博奕岬灯台から真方位247° 3.4海里付近 (概位 北緯35° 31.5′ 東経135° 16.6′)
事故の概要	プレジャーボート三喜丸は、錨泊中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年7月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 三喜丸、長さ2.99m なし、個人所有 第260-17485号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、由良海岸沖で釣りを行っていた。</p> <p>本船は、同乗者がオールを漕いで、別の知人1人が乗船した手漕ぎボート（以下「B船」という。）と共に釣り場を移動していたところ、本船のオールが折れたので、B船のオールを借り、B船をえい航して由良海岸に戻ることにした。</p> <p>船長は、本船が、B船をえい航中、風波によって沖側に圧流され始めたので、錨泊して携帯電話で118番通報を行った。</p> <p>本船は、錨泊中、波しぶきが打ち込む状況となり、船長が貴重品袋を取ろうとして立ち上がったところ、船体が左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、落水し、船長がB船に上がり、同乗者が転覆した本船の船底に上がって救助を待っていたところ、来援した海上保安庁の巡視艇により救助された。</p> <p>本船は、ミニボート型の船型であり、6馬力の船外機を備えていたものの、平成29年の秋ごろから故障しており、船外機を搭載した状態で手漕ぎボートとしてレンタルされていた。</p> <p>本船は、船縁頂部の水面上高さが約0.3mであった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	本船は、錨泊中、波高約0.5mの波浪があつて船内に波しぶきが

	打ち込む状況下、船長が貴重品袋を取ろうとして左舷側に体重が掛かるように立ち上がったことから、左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、錨泊中、船長が左舷側に体重が掛かるように立ち上がったため、左舷側に転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ ミニボートの乗船者は、立ち上がる際に船体の左右のバランスが崩れないよう心掛けること。・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を必ず着用すること。